

マイナンバーカードをご存知ですか？

☎ 市民課 ☎ 56-0607

昨年度から始まったマイナンバー制度。この制度の中で、希望者に発行する「マイナンバーカード(個人番号カード)」をご存知でしょうか。持っている则様々なメリットがあります。この機会にぜひ申請しましょう。

マイナンバーカードの4つのメリット

1 本人確認の際の公的な身分証明

マイナンバー(個人番号)の提示と本人確認が同時に必要な場面では、これ1枚で済む唯一のカードです。金融機関における口座開設・パスポートの申請など、様々な場面で活用できます。

2 個人番号を証明する書類として

マイナンバー(個人番号)の提示が必要な様々な場面で、マイナンバー(個人番号)を証明する書類として利用できます。

3 コンビニなどで各種証明書を取得

来年度からコンビニなどで住民票、印鑑登録証明書などの公的な証明書を取得できる予定です。利用可能となる時期は、今後お知らせします。

4 各種行政手続きのオンライン申請

平成29年7月から開始されるマイナポータル(ご自身のマイナンバー情報が確認できるホームページ)へのログインをはじめ、各種の行政手続きのオンライン申請に利用できます。

マイナンバーカード	通知カード
	
<ul style="list-style-type: none"> 希望者のみに発行。交付手数料は無料。 顔写真あり。 身分証明書として使えます。 有効期限:発行日から10回目の誕生日まで(20歳未満の人は5回目の誕生日まで) ※電子証明書は発行日から5回目の誕生日まで 	<ul style="list-style-type: none"> 国民全員に発行。 顔写真なし。 身分証明書には使えません。 有効期限:特になし